

非常勤職員の募集について

九州管区行政評価局では、国、地方の業務改善の補助及び行政相談業務の補助等を行う非常勤職員（業務改善補助職員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職務内容	1 国、地方の業務改善の補助に關すること 2 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に關すること 3 行政に關する苦情等の受付・処理の補助に關すること 4 上記のほか、任命権者が指示する事項
募集人員	大分・鹿児島：各1人
応募資格	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 国ないしは地方行政について知識と経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者 ただし、これによる任用が困難な場合は、民間において苦情の受付・処理の経験を有する者も含む</p> <p>2 パソコン操作（ワード・エクセル等）の経験を有していること</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分）
勤務地	【大分】 大分行政監視行政相談センター（所在地：大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎4階） 【鹿児島】 鹿児島行政監視行政相談センター（所在地：鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎5階）
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切、翌月支払）
賃金	○日給 12,833円 ○期末・勤勉手当：有（当方規定による。）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（ただし、当方規程による）
退職手当	有（一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。）
加入保険等	雇用保険（ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。）、社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））が一定条件下で適用されます。）
住宅	無、住居手当：有（当方規定による。）
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）、職務経歴書に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により、令和8年2月16日（月）必着で提出願います。 また、郵送又は電子メールの送付前に下記連絡先宛てご連絡ください。（応募状況によって募集を締め切らせていただく場合があります）</p> <p>応募に当たり、<u>①郵送の場合は封筒に、②電子メールの場合は件名に、業務改善補助職員応募</u>と記載してください。</p> <p>書類選考の上、通過者には面接日時等を連絡いたします。書類選考を通過されなかった方にはその旨ご連絡いたします（郵送応募者の履歴書はお返しいたします）。</p>
その他	<p>応募の秘密については厳守いたします。</p> <p>採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。</p> <p>雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。</p> <p>一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度（長期給付）が適用されます。</p>

履歴書の送付先

郵送（希望する勤務地へ送付してください。）

＜大分＞

〒870-0016

大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎4階

大分行政監視行政相談センター

＜鹿児島＞

〒892-0812

鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎5階

鹿児島行政監視行政相談センター

電子メール（各勤務地共通）

ksy08@soumu.go.jp

連絡先

※希望する勤務地へお問い合わせください。

＜大分＞

大分行政監視行政相談センター

電話：097-532-3715

＜鹿児島＞

鹿児島行政監視行政相談センター

電話：099-224-3247